

令和5年11月吉日

お客さま 各位

休眠預金等に係るカードローン契約の解除について

平素は豊川信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫は、平成30年（2018年）1月に施行された「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づき、長期間お取引がない預金（以下、「休眠預金」といいます。）は、令和元年（2019年）以降毎年一定の日に預金保険機構へ移管させていただきます。また、その口座に付随した契約は「消滅時効」により解除させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、令和5年度（2023年度）の「休眠預金」として移管対象となる普通預金口座（平成25（2013）年3月12日～平成26（2014）年3月11日が最終取引日となる口座）を契約口座または返済口座に指定しているカードローンは、令和6年（2024年）2月16日に契約を解除させていただきますので、ご案内申し上げます。

なお、この日より以前に普通預金へ入出金又は通帳記帳のご利用いただいた場合は、休眠預金の対象外となり、カードローン契約も解除されません。

また、カードローン契約が解除された後にご利用を希望される場合は、新規でカードローンのお申込みが必要となります。

ご不明な点がございましたら、取引店までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

豊川信用金庫 取引店